

らず、委託金額が増加することとなってしまふ。そのため、明文化されたルールがない中で、一律で直接経費の10%と設定することは望ましくなく、都はどのような事務手数料率を用いることが適切なのか慎重に検討することが必要である。

(意見2-28) 委託に要する経費に係る積算方針の作成について
計量検定所は、「平成26年度はかりの定期検査及び計量証明検査業務委託」に関して、直接経費の10%を事務手数料としているが、この積算方法について明文化された方針は存在しない。

計量検定所が発注する委託事業のうち、委託に要する事務手数料を含めて委託費を積算ないし契約をする場合は、経済合理性を担保する観点から、経費区分及び事務手数料などについて一定の基準(ルール)を定めることとされたい。

V 私学振興事業に関する指摘と意見

1. 私学部が実施している助成について

本報告書第2のIIの4.「私学部について」で記載のとおり、私学部では、私立学校教育への助成事業として、所管する私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等や在籍する生徒及び保護者を対象に、各種助成を行っている。

平成26年度における私立学校振興費の助成費は、表D5-4-2のとおり、1,648億27百万円であった。このうち、私学部から学校法人等の設置者への支出が1,459億64百万円であり、私学財団を通じて学校法人や保護者に支給されるもの(都の負担分)が113億79百万円であった。

なお、私学部から学校法人等への支出のうち、1,165億92百万円は各学校への経常費補助である。また、204億97百万円が後述の「私立高等学校等就学支援金」(都から学校を通じて生徒に支給される就学支援金)であり、その事務手続を、私学財団に委託(委託費2億92百万円)している。

表D5-1-1 支出先別の私立学校振興費の助成費内訳

(単位：千円)

支出先	助成金額
学校法人等	145,964,259
私学財団	11,379,386
その他	7,483,408
合計	164,827,054

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

私学部は、私学財団が実施する事業に対し、「公益財団法人東京都私学財団事業補助金交付要綱」、「公益財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業費補助金交付要綱」、「私立学校退職手当補助金交付要綱」、「私立高等学校等特別奨学金交付要綱」及び「私立高等学校等奨学給付金交付要綱」に基づき補助金を交付しており、平成26年度の交付実績は表D5-1-2のとおりである。

表 D5-1-2 平成 26 年度における私学部から私学財団への補助金交付実績

(単位：千円)

事業名	補助金額
①公益財団法人東京都私学財団事業補助金交付要綱に基づく交付	
私立学校教育振興資金融資利子補給事業 (※1)	469,913
私立専修学校教育環境整備費補助事業	322,034
私立学校安全対策促進事業費補助事業	1,516,561
私立学校教育研究費補助事業	83,475
私立高等学校等老朽校舎改築促進事業	21,877
私立高等学校等入学支度金貸付利子補給事業	8,623
私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助事業	2,480
私立高等学校海外留学推進補助事業	218,550
小計	2,643,515
②私立高等学校等特別奨学金	
事業費	4,500,952
事務費	93,265
小計	4,594,217
③私立高等学校等奨学給付金	
事業費	205,897
事務費	33,383
小計	239,281
④私立学校退職手当補助金	3,902,371
⑤公益財団法人東京都私学財団育英資金貸付事業費補助金交付要綱に基づく交付 (※2)	
合計	12,487,938

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

(注) 表 D5-1-2 の合計金額と表 C2-4-6 正味財産増減計算書（一般正味財産）の「受取補助金等」の金額 114 億 70 百万円とは、一部、指定正味財産への計上等があるため一致していない。

※1 「4. (2) 私立学校教育振興資金融資利子補給事業について」参照。

※2 私学部の歳出区分上、私立学校振興費ではなく育英資金費に該当するが、都から私学財団への助成の一部であるため、合わせて記載している。

なお、平成 26 年度における私学財団の経常収益は、表 C2-4-6 のとおり、304 億 55 百万円であるが、そのうち、私学部から受け取っている補助金及び受託費の合計は、117 億 56 百万円と経常収益の 38.6%を占めている。

2. 公益財団法人東京都私学財団の位置付けについて

私学財団は、この前身である財団法人東京都私立学校教育振興会は監理団体であったが、社団法人東京都私学退職金社団と統合して私学財団となった平成 15 年 4 月以降は、都の報告団体として位置付けられている。このように監理団体から報告団体に移行した理由は、この統合によって、都からの派遣職員が少なくなり、また法人運営が自律的に行われるものと見込まれるため、全庁的な指導監督を行うことの必要性がなくなったことにある。

ここで、「東京都監理団体指導監督要綱」第 2 において、監理団体とは、東京都が出資又は出えんを行っている団体及び継続的な財政支出、人的支援等を行っている団体のうち全庁的に指導監督を行う必要があるもので、原則として次のいずれかに該当するものと定められている。

【(参考) 東京都監理団体指導監督要綱 (一部抜粋)】

- ① 東京都が基本財産に出資等を行っている公益法人等
- ② 東京都が資本金の 25%以上出資している株式会社
- ③ その他特に指導監督を必要とする団体

ただし、例外として、上記の基準に該当する団体でも、次のいずれかに該当するものについては、「東京都監理団体指導監督基準」第 2 において、監理団体として指定しないものとする、とされている。

【(参考) 東京都監理団体指導監督基準 (一部抜粋)】

- (1) 継続的な東京都職員の派遣及び東京都からの財政支出が僅少である団体
- (2) 特殊法人など国による関与が強く、東京都が指導監督する範囲が狭い団体
- (3) 他団体による関与が強く、東京都が指導監督する範囲が狭い団体
- (4) 地方独立行政法人など個別の法令により効率的な運営を行うための仕組みが確保されている団体
- (5) 監理団体である持株会社の子会社
- (6) その他全庁的な指導監督を行う必要がないものとして総務局長が認める団体

私学財団は、上記①の「東京都が基本財産に出資等を行っている公益法人等」に該当するが、上記 (1) の「継続的な東京都職員の派遣及び東京都からの財政支出が僅少である団体」であり、かつ (6) の「その他全庁的な指導監督を行う必要がないものとして総務局長が認める団体」に該当することから、監理団体として指定されず、東京都監理団体指導監督要綱第 12 に定める「その他報告を受け

る団体」(都が補助金交付要綱等に基づき適切な指導を行うとともに、団体運営の状況を把握する団体) になっているのである。

ここで本報告書では、東京都外部監査契約に基づき監査に関する条例で引用する地方自治法第 199 条に規定された範囲内に基づき、私学財団に対する監査範囲を設定している。具体的には、私学財団の監査範囲は、補助金、利子補給及び委託契約に限定されることとなるため、以下では、この監査範囲に従って、指摘・意見を記載することとする。

なお、参考までにその根拠を示すと、以下のとおりとなる。

【(参考) 東京都外部監査契約に基づく監査に関する条例 (一部抜粋)】

第二条 東京都 (以下「都」という。) と法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約を締結した法第二百五十二の二十九に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

- 一 都が法第二百五十二条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの (以下省略)

【(参考) 地方自治法 (一部抜粋)】

第九十九条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

(中略)

7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。 (以下省略)

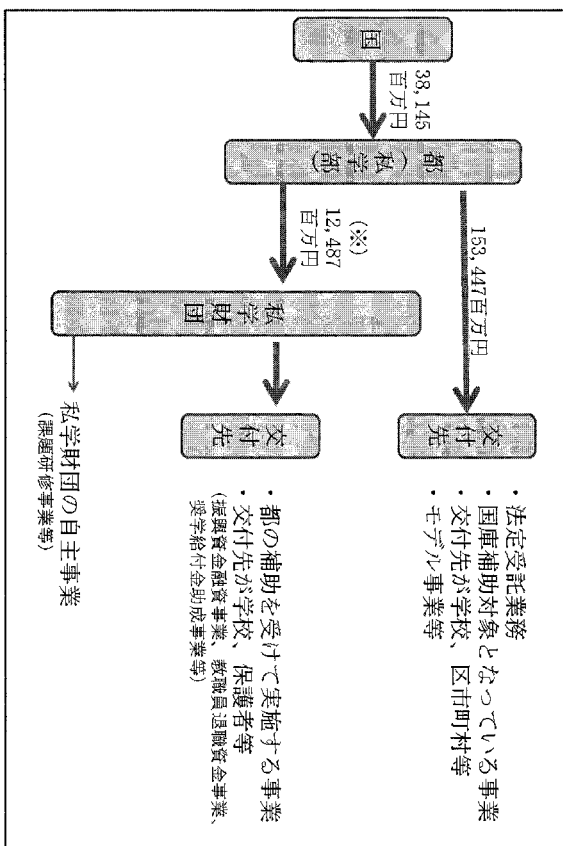
(注) 文中の下線は監査人が追加している。

3. 私学部と公益財団法人東京都私学財団との取引・補助関係について

私学部は、本報告書第2のIIの4.(1)「私学部の事業内容について」に記載の事業を行っているが、②私立学校教育への助成事業及び③東京都育英資金事業については、その一部の事業を私学財団に委託又は補助している。

なお、私立学校教育への助成事業のうち、法定受託業務、国庫補助対象となっている事業、交付先が区市町村、モデル事業などは、私学財団を通さず、私学部が交付先に直接補助金を交付している。

図 D5-3-1 私学部及び私学財団の補助金の流れ (平成 26 年度)



(注 1) 記載の数字は、平成 26 年度の補助金額である。

(注 2) 国からの補助金額には、国庫を一旦基金に積み立てて執行したものも含まれる。

※ 都 (私学部) から私学財団への補助金額 12,487 百万円は、私立学校振興費 11,379 百万円と育英資金費 1,108 百万円の合計である。

(生活文化局作成資料より監査人が作成)

4. 補助金について

(1) 補助金の概要

補助金等は、地方自治法第232条の2の規定において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるとされている。

ここでいう「公益上必要がある場合」は、誰がどのようにに認定するのか。この点については、行政実例(※)にて「公益上必要があるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない」(行政実例昭和28年6月29日自行政発第186号)とされている。

※ 行政実例とは、行政機関が法令の適用等に関し疑義がある場合に、関係所轄行政機関に対し疑問点等を示して意見を求め、照会を受けた行政機関がこれに対して回答した事実を、行政運営上の参考に供するため公にしたものである。

また、地方財政法第4条1項の規定において「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」とされている。この点、都では、全庁的な補助金事務全般規程として「東京都補助金等交付規則」を設け、各補助金等の個別事情に合った補助金等事務を「補助金等交付要綱」で規定している。そして、同規則第2条の規定において、補助金等の定義を「都がその公益上必要がある場合において、都以外の者に交付する補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で相当の反対給付を受けないもの」としており、地方自治法と同様に、補助金等を交付するためには「公益上必要がある」としている。

そして、「東京都補助金等交付規則」において、補助金等の交付の申請及び決定、補助事業等の遂行、補助金等の返還等、補助金等に係る予算の執行に関する共通的基本的事項を規定し、補助行政を統一的・効率的に処理し、もって補助金等に係る予算の執行の適正化を図っている。

【(参考) 東京都補助金等交付規則 (一部抜粋)】

(補助金等の交付の申請)

第五条 補助金等の交付に際しては、あらかじめ、補助金等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)をして、次に掲げる事項を記載した申請書を提出させなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地)
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 五 その他必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付させなければならない。

- 一 申請者の営むおもな事業
- 二 申請者の資産及び負債に関する事項
- 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- 四 補助事業等の効果
- 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
- 六 その他必要と認める事項

3 補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、第一項第三号の申請書に記載すべき事項の全部若しくは一部または前項の規定による添付書類に記載すべき事項の一部を省略させることができる。

(補助金等の交付の決定)

第六条 前条の補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をしなければならぬ。

2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第七条 前条の規定による交付の決定に当つては、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(注) 文中の下線は監査人が追加している。

つまり、東京都補助金等交付規則では、補助金等の交付を受けようとする者から、申請時に補助事業等の目的や補助事業等の効果を記載した書類の提出を求め、補助事業等の目的及び内容が適正であるか等の調査を行った上で、補助金等の交付決定を行うこととされている。

さて、平成26年度において、私学部が私学財団に交付している補助金は124億87百万円であるが、このうち「公益財団法人東京都私学財団事業補助金交付

要綱」(以下、「私学財団事業補助金交付要綱」という。)に基づき、私立学校教育研究費補助事業等の8つの事業に対して、26億43百万円を交付している。この私学財団事業補助金交付要綱に基づき補助金の目的は、「公益財団法人東京都私学財団が行う事業に要する経費の一部を補助することにより、私立学校教育の充実と振興を図る」ことである。また、私学部に對する私学財団からの補助金交付申請書には、その申請理由として、以下の事項が記載されている。

【(参考) 補助金交付申請書(一部抜粋)】

本財団は、都内の私立学校(知事所轄)教育の充実と振興を図ることを目的としております。その振興方策として、学校施設の整備、経営安定化に必要な資金の融資・助成事業、教職員の資質向上を目的とした研修研究事業等、下記の補助対象事業を実施しております。当該事業の実施にあたりましては、多額の資金を要するため、本財団独自の資金のほか、東京都からの補助金をもって原資としており、事業を円滑に執行するための必要な資金として、本年度事業補助金の交付を申請いたします。

ここで、監査人は、以下の利子補給に関連する3つの事業の仕組みの違いに着目した。

【(参考) 私学財団事業補助金交付要綱抜粋(一部抜粋)】

補助事業	補助対象事業等	補助対象経費
私立高等学校等入学支度金貸付利子補給事業	入学支度金貸付資金融資事業	貸付原資の借入金に対する利子
私立高等学校等老朽校舎改築促進事業	私立高等学校老朽校舎改築資金貸付事業	貸付原資の借入金に対する利子及び利子補給費
	老朽校舎改築促進対策利子補給事業	
	退職資金事業統合時逸失補助	統合により生じた総逸失収入額
私立学校教育振興資金融資利子補給事業	振興資金融資事業	貸付原資の借入金に対する利子
	退職資金事業統合時逸失補助	統合により生じた総逸失収入額

(注1) 退職資金事業統合時逸失補助は、財団法人東京都私立学校教育振興会及び社団法人東京都私学連盟が実施している。職金団体の平成15年4月1日付統合により生じた総逸失収入額は収入額範囲内の未補助残高である。

(注2) 表中の下線は監査人が追加している。

すなわち、これら3つの事業のうち、私立高等学校等入学支度金貸付利子補給事業は私学財団が無利子で融資しているものであり、そのための私学財団の原資借入れに係る支払利息の全額を私学部が補給している。また、私立高等学校等老朽校舎改築促進事業については、私学財団の原資借入れに係る支払利息から融資に係る受取利息を控除した差額を私学部が補給している。しかしながら、私立学校教育振興資金融資利子補給事業については、私学財団の原資借入れに係る支払利息の全額を私学部が補給しており、私立高等学校等老朽校舎改築促進事業のように利子差額の補給ではない。このため、私立学校教育振興資金融資利子補給事業については、私学財団は、私立学校から受け取る利息を何に使っているのかなど、その使途や補助の在り方について疑問が生じると考えられる。

(2) 私立学校教育振興資金融資利子補給事業について

① 私立学校教育振興資金融資利子補給事業の概要について

私立学校教育振興資金融資利子補給事業(以下、「振興資金融資利子補給事業」という。)の目的と補助対象経費は、「公益財団法人東京都私学財団事業補助金実施要領」において次のように定められている。

【(参考) 公益財団法人東京都私学財団事業補助金実施要領(一部抜粋)】

(目的)
私立学校教育の充実と振興を図ること。
(補助対象経費)
私学財団が行う、振興資金融資事業における貸付原資の借入金(既償還額を除く。)に対する利子。ただし、借入利率が4%以上の場合は4%の利子、4%未満の場合は当該借入利率に係る利子とする。
なお、振興資金融資事業の対象は、学校教育法に定める都内の私立学校(大学を除く。)に限る。

この事業では、表D5-4-1のとおり、平成26年度に、22件31億46百万円の融資が実行されている。

表 D5-4-1 平成 26 年度における振興資金融資の学種別内訳

区分	件数 (件)	金額 (千円)	金額構成比 (%)
幼稚園	17	1,390,500	44.2
小学校	1	111,000	3.5
中学・高等学校	2	845,000	26.9
専修・各種学校	2	800,000	25.4
合計	22	3,146,500	100.0

(私学財団「事業報告」より監査人が作成)

表 D5-4-2 平成 26 年度における振興資金融資の資金別内訳及び融資利率

区分	施設設備資金			運営資金	つなぎ資金
	20 年	15 年	10・7 年		
融資額 (千円)	3,028,000			68,000	50,500
金利種別	変動金利			固定金利	固定金利
融資利率 (%)	1.300			0.5~0.6	0.5~0.6
特定事業融資	0.5~0.6 (※)				

(私学財団「事業報告」より監査人が作成)

※ 融資日から 10 年間の適用利率。10 年を超えたものは一般融資利率を適用する。

表 D5-4-3 平成 24 年度から平成 26 年度までの融資実績及び原資調達状況

年度	融資実績		原資調達の状況		計 (千円)
	件数 (件)	融資金額 (千円)	銀行からの 借入金額 (千円) (※)	融資事業別の資産 からの充当金額 (千円)	
平成 24 年度	30	4,014,400	3,984,400	30,000	4,014,400
平成 25 年度	34	4,663,400	4,514,400	149,000	4,663,400
平成 26 年度	22	3,146,500	3,081,000	65,500	3,146,500
合計	86	11,824,300	11,579,800	244,500	11,824,300

(私学財団作成資料より監査人が作成)

※ 協賛融資銀行 4 行からの借入金である。

私学財団では、振興資金融資事業を実施するために、平成 26 年度は 30 億 81 百万円（融資額の 98%）を銀行借入れによって調達している。

この原資借入れの支払利息については、公益財団法人東京都私学財団事業補助金実施要領に基づいて、借入利率のうち 4% を上限として、私学財団は私学部から利子補給を受けている。なお、平成 15 年度以降、この借入利率は 4% を超えたことはなく、したがって補助対象経費は支払利息の全額となっている。

一方、平成 24 年度から平成 26 年度において、私学財団は、当該事業の融資によって、私立学校から利息を受け取っており、これを資金収支計算書の「私学振興資金貸付金利息収入」に計上している（表 D5-4-4 参照）。

表 D5-4-4 私学財団が私立学校から受け取った利息等（平成 24 年度から平成 26 年度）

年度	銀行への 支払利息 (※1)	私学部からの 補助金	私立学校からの 受取利息 (※2)
平成 24 年度	607,816	459,200	343,946
平成 25 年度	501,531	398,500	322,223
平成 26 年度	469,913	469,913	289,438
合計	1,579,262	1,327,613	955,609

(単位：千円)
(私学財団作成資料より監査人が作成)

(注 1) 銀行への支払利息と私学部からの補助金は本来一致するが、平成 24 年度と平成 25 年度については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 14 条に基づき、公益目的事業について収入超過が見込まれる差額を支払利息にあて、その分を私学部に申請できる補助上限額から差し引いて請求しているため、支払利息と補助金に差異が生じている。

(注 2) 平成 24 年度は退職資金事業統合時逸失補助事業分を除いている。

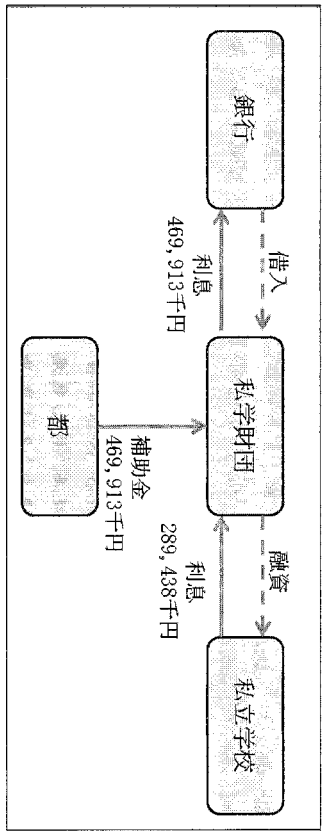
※1 支払利息は、当該年度に発生した金額であり、当該年度以前の借入分から生じた利息も含んでいる。

※2 受取利息は、当該年度に発生した金額であり、当該年度以前の融資分から生じた利息も含んでいる。

平成 26 年度においては、私学財団の私立学校への融資金額は 31 億 46 百万円であり、これに対応する原資調達として、銀行からの借入金額が 30 億 81 百万円である。また、この銀行借入れに係る支払利息は 4 億 69 百万円であり、これに対する私学部からの補助金は 4 億 69 百万円であるが、私立学校への融資による受取利息は、その利率が市場金利よりも低く設定されているため、2 億 89 百万円である。

これら振興資金融資事業の利息・補助金等の流れは、図 D5-4-1 のとおりである。

図 D5-4-1 振興資金融資事業の一連の流れ



(私学財団作成資料より監査人が作成)

(注) 平成26年度における数値を基に作成している。

つまり、振興資金融資事業においては、銀行へ利息を4億69百万円支払う一方で、私学部から補助金を4億69百万円受け取るとともに私立学校からの受取利息2億89百万円を自主事業収入として得る仕組みになっている。

言い換えれば、銀行への支払利息は私学部からの補助金で賄われていることから、私立学校からの受取利息は当該財団で何に使われているのか、という疑問が生じる。そこで、監査人はその用途を検討することとした。

② 私立学校からの受取利息の用途について

振興資金融資については、私学財団の原資借入れに係る支払利息の全額を私学部が補給していることから、私学財団は、私立学校から受け取る利息を何に使っているのか質問したところ、「私立学校のニーズなどを踏まえた私学振興に資する事業を展開している。」との回答を得た。しかしながら、これでは具体的には分からない。そこで、監査人は、私学財団の平成26年度正味財産増減計算内訳表の経常収益・経常費用を用い、必要に応じて私学財団に質問をするなどして以下のように検討した。

すなわち、私学財団では様々な事業を実施しているが、この用途(事業費)と財源(私学部等からの補助金などの収益)が直接的に関連するものとそうではないものを区別し、私立学校からの受取利息がどのようにこの用途(事業費)に充てられているかを検討した。なお、私学財団の会計は公益目的事業会計と法人会計に区分されているが、このうち法人会計の費用は、基本財産運用益・受取会費等ではほぼ賄えているため、私立学校からの受取利息を財源としていないものと考え、検討の対象外とした(公益目的事業会計のみを対象とした)。

まず、私学財団の平成26年度の正味財産増減計算書内訳表の科目から、個別の事業の用途(事業費)と財源(私学部等からの補助金などの収益)の関連性が分かるものを表D5-4-5の「項目」欄で「項目」欄で事業ごとに記載し、これから分らないものを表D5-4-5の「項目」欄で「その他」に記載した。なお、必要に応じて私学財団に質問をしている。

表 D5-4-5 公益目的事業会計の経常収益(財源)・経常費用(用途)の分析

(単位: 千円)

項目	経常収益		経常費用		差引
	科目	金額	科目	金額	
融資事業	補助金等収益 受取利息	489,412 38,246	支払利息	529,664	△2,004
教育振興事業 (融資事業を除く)	補助金等収益 (事業費分) 指定財産へ振替 補助金等収益 (事務費分)	6,838,113 △25,375 138,486	支払助成金等 事務費(※2)	6,893,668 124,774	△80,931 13,712
受託事業	受託手数料	285,979	受託事業費	260,344	25,634
育英事業	補助金振替額	116,158	事務費	116,641	△483
退職事業	加入者負担金等 補助金等収入 特定資産評価益 特定資産運用益	8,034,864 3,913,372 9,056,763 1,175,782	退職資金交付金 退職資金給付 準備金繰入額 積立資産運用 事務費	12,655,110 9,380,910 20,546 124,115	101
その他	受取会費・入金 金 教育振興資金の 受取利息(※1) その他	41,972 289,438 3,627	その他(※3)	302,665	32,372
	合計	30,396,843	合計	30,408,442	△11,598

(平成26年度の正味財産増減計算書内訳表及び私学財団作成資料より監査人が作成)

※1 振興事業に係る私立学校からの受取利息分である。

※2 私学財団作成資料の金額を集計している。

※3 その他(302,665千円)は、以下のとおり算定している。

なお、表 D5-4-5 の経常費用「その他」3 億 2 百万円は、表 D5-4-6 のとおり、正味財産増減計算書内訳表の科目からは個別の事業の使途（事業費）と財源（私学助等からの補助金などの収益）の関連性が分らないため、その関連性を私学財団に質問し算定している。

表 D5-4-6 表 D5-4-5 の経常費用「その他」3 億 2 百万円の算定過程 (単位：千円)

科目	正味財産 増減計算書 ①	教育振興 事業 (事務費) ②※	育英事業 (事務費) ③	退職事業 (事務費) ④	差引 ①-(②)+(③)+ ④
役員報酬	12,577	-	-	2,647	9,929
委員報酬	811	-	10	100	701
給与手当	152,536	-	36,182	32,248	84,106
賞与手当	29,440	-	5,554	6,055	17,829
賞与引当金繰入額	16,359	-	2,538	2,703	11,117
退職給付費用	3,915	-	-	700	3,214
法定福利費	28,566	-	6,218	5,638	16,710
福利厚生費	2,251	-	23	474	1,754
会議費	2,415	743	152	547	963
旅費交通費	1,193	55	45	262	830
通信運搬費	20,574	9,307	6,845	3,627	733
減価償却費	33,315	-	878	10,200	22,236
消耗品費	10,854	7,512	1,520	1,100	719
修繕費	100,003	90	-	21,034	78,878
印刷製本費	15,723	9,057	3,393	2,783	488
光熱水費	1,032	390	-	132	508
賃借料	18,140	6,482	670	581	10,405
保険料	133	14	-	24	93
租税公課	23,018	83	94	719	22,121
諸会費	717	-	-	408	309
委託費	146,377	72,751	36,294	25,031	12,299
雑費	47,812	18,283	16,207	7,091	6,228
期首貯蔵品棚卸高	1,388	-	-	-	1,388
期末貯蔵品棚卸高	△962	-	-	-	△962
合計	668,197	124,774	116,641	124,115	302,665

(私学財団の決算書、私学財団作成資料より監査人が作成)

※ 私学財団作成資料の金額を集計している。

以上のことから、表 D5-4-5 の経常収益「その他」のうち、教育振興資金の受取利息 2 億 89 百万円（私立学校からの受取利息）は、表 D5-4-5 の経常費用「その他」3 億 2 百万円、すなわち役員報酬・給与手当・修繕費など、私学財団が独自で行う事業等の運営費にも充てられていることが分かる。

「私学財団事業補助金交付要綱」では、補助金の交付の対象となる私学財団の振興資金融資事業の補助対象経費は、「貸付原資の借入金に対する利子」としている。したがって、私学部は、部が定めた「私学財団事業補助金交付要綱」の規定に従った補助金を交付している。この点、要綱違反の事実はない。

しかしながら、私学財団の原資借入れに係る支払利息に対する補助金も、私学財団が私立学校へ融資したことによって受け取る利息も、私学財団が実施する振興資金融資事業に関連して発生したものととして一体で考えた場合には、平成 26 年度の振興資金融資に係る補助対象経費は、銀行借入れに係る支払利息 4 億 69 百万円から私立学校への融資による受取利息 2 億 89 百万円を差し引いた金額 1 億 80 百万円（あるいは、この金額 1 億 80 百万円に当該事業に要する間接経費を加えた金額）となる。つまり、私学部が交付した補助金 4 億 69 百万円のうち、私立学校からの受取利息 2 億 89 百万円については過大であったとも言える。そして、交付された補助金は、広い意味で財団の運営の一部に充てられていると考えられることから、私学部から私学財団に対する実質的な運営費補助金に相当するとも言える。

なお、振興資金融資事業が開始された昭和 56 年度以降継続して、私立学校からの受取利息は原資借入れの支払利息から控除されていない。私学財団は、この受取利息を原資にし、私学振興事業等を展開している。参考までに、私学財団が都の報告団体となった平成 15 年度から現在までの間、私学財団が私立学校から受け取った利息の累計額を示すと、表 D5-4-7 のとおり 39 億 58 百万円である。